都市防災不燃化促進事業 建築助成条件の詳細について 【パンフレット4ページの補足説明】

以下に記載した7つの助成条件を満たした計画であることを確認しました。 設計者氏名

印

助成対象確認申請書の提出にあたっての注意事項

- 設計者は、以下に記載した7つの助成条件をよく確認し、根拠となる内容を図面等に反映すること。
- ●「建築工事費助成対象確認申請書」の裏面に記入する、「建築物概要」及び「助成条件(共通)①②③④⑤⑥⑦」の根拠資料は、マーカ等を用いて明示すること。
- 申請書類は、「助成対象確認申請チェックシート」の順に並べ、インデックスを貼り付け整理すること。

設計者 チェック ☑	
	① 原則2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物とすること。 (補助26号線沿道20~30mの範囲では、5m以上とする場所あり)
	立面図・屋根伏図等に、高さ・計算式を記載すること。 高さ7m未満の水平投影面積の合計が、建築面積の1/2未満かつ100㎡未満(パンフレット4ページ下部参照) 建築確認等の高さの最低限度の制限に適合しても、上記の条件に適合しなければ、助成対象とならない。 (壁・屋根があること。パラペットは対象外)
	② 大規模な地震に伴い発生する火災による延焼遮断及び輻射熱を有効に遮断する形態であること。
	 配置図等に間口率が7割以上となる計算式を記載すること。 ・都市計画道路に接道する敷地は、都市計画道路側から建築物を鉛直投影で見た際、間口率(※)7割以上の範囲が空隙のない壁が設けられている等、防火上有効な構造であること。 ・原則、都市計画道路側から後背地が見えるような貫通型のピロティ等は助成対象とならない。 ※間口率:(建築物の道路に面する部分の長さ)/(敷地の道路に接する部分の長さ)が7割を超えること。
	③ 建築物の形態や色彩は、周辺の街並みに調和し、市街地の環境に寄与すること。
	④ 火気を使用する部屋、階段室、廊下その他の防火又は避難上重要な部分の天井及び壁の仕上げは <u>不燃材料又は準</u> 不燃材料を使用すること。
	<u>仕上げ表で、対象箇所の仕上げ材の告示番号または認定番号を記載すること。</u>
	仕上げ材は、国土交通大臣の指定したもの、または認定を受けたものとする。 壁紙、塗装、キッチンパネル等が対象となる。
	※指定材料:不燃材は、建設省告示第1400号で指定された材料(裏面参照)、準不燃材は、告示第1401号。 ※認定材料:不燃材は「NM-〇〇〇〇」、準不燃材は「QM-〇〇〇〇」の認定番号が取得されたもの。
	⑤ 台所等の室内でガスを使用する部屋は、ガス漏れ警報器(JIA認証・日本消防検定協会検査合格が確認できるもの)を設置すること。
	平面図にガス漏れ警報器の設置位置を図示すること。 ガスコンロやガスコンセントのある部屋が設置対象。ガスを検知した際に音等で警告するもの。 電池式や後付けタイプのものも認める。 IH調理器の場合は、図面上に『IH』と記載すること。
	⑥ 道路に面する窓は網入りガラス等飛散防止措置を講ずること。
	道路に面する窓でバルコニー(出幅は原則問わない)が未設置の場合 ①次のいずれかのガラスとする。 裏面参照 ② ①のガラスが複層ガラスの場合、飛散防止効果のあるガラス面が室外側になるよう設置。 平面図に窓ガラスの種類を記載すること。 『飛散防止措置面が室外側』であることを追記する。
	⑦ 敷地内の緑化に努めること。(建築敷地面積100㎡以上は必須)